

唐公式令条文排列の復原
—「牒」の規定を中心に—

坂上康俊

天聖令の紹介により新たに判明したことの一つに、養老令の条文排配が唐令のそれをよく踏襲しているということがある。もちろん、日本で新たに立てられた条文があり、逆に唐令の条文がごっそりと削除されることもあるが、田令以下の編目においては、思いがけないほどに両国の条文排列は似通っていた。

この事実を応用すれば、田令より前の編目においても、養老令の条文排列を参考にすることで唐令の条文排列を復原し、時には条文そのものの復原に取り組めるかも知れない。こう考えた報告者は、公式令の冒頭に掲げられた文書様式を規定する条文群について、唐令の排列復原を試みたことがある。その結果、日本が参照した永徽令の条文排列と敦煌発見公式令断簡の条文排列とは異なっており、唐六典に見える文書様式とその用途は、永徽令以来のそれを引き継いでいたが、開元二十五年令では「牒」式が、それまでとは異なる排列のもと、様式・用途も変更して規定されたのではないかと考えた。

ここで問題になるのが、8世紀末の養老令の注釈である令釈が「唐では尚書省が省内の諸司に下す場合は故牒を用いる」としていることである。敦煌発見の公式令断簡では、尚書都省が省内の諸司に出す文書を「牒式」として定め、結句は「故牒」となっている。では、令釈は敦煌発見の公式令断簡と同様の条文を見て、先のように述べたのかと言え、それは違うのではないか。なぜなら、開元七年令以前の牒式は、養老令の牒式と同様に官人個人が官司に出す公文書であったと考えられ、だからこそ令釈は「牒につくる」ではなく、「故牒につくる」としたと考えられるからである。

では、令釈が見た「故牒」の様式はどこにどのような形で規定されていたのだろうか。この問題を、養老令の「移式准用の牒」をヒントに探してみたい。